

税の申告について

お知らせします

申告期間

2/16～3/15まで

期間後半は混雑が予想されます。
早めの申告をお願いします。

平成 29 年 1 月 1 日現在、行方市にお住まいの方は、申告が必要です。

平成 29 年度（平成 28 年分所得）の市民税・県民税の申告相談は、平成 29 年 2 月 16 日～3 月 15 日までの（土・日を除く）期間、麻生・北浦・玉造の各庁舎で行います。

申告相談の待ち時間を少なくするため、日程表のとおり対象地区を指定しましたが、ご都合がつかない場合は他の日時にお越しください。また、申告期限が近づくにつれて大変混み合い、長時間お待ちいただくようになりますので、お早めに申告相談をされますようお願いいたします。

所得税・住民税申告は、前年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得を申告するもので、住民税や国民健康保険税・介護保険料などの課税資料となり、また申告をされませんと各種証明書の発行ができないほか、保育園・幼稚園の入園などに必要な書類の発行ができませんので、必ず平成 29 年 3 月 15 日（水）までに申告してください。事前に申告書および収支内訳書等の用紙が必要な場合は、税務課（麻生庁舎）までご連絡ください。なお、北浦・玉造の総合窓口にも用意してあります。



■申告が必要な方

- ①給与収入が 2,000 万円を超えている方
- ②事業所得（営業所得・農業所得）があった方
- ③不動産・利子・配当所得があった方
- ④給与所得者で給与以外の所得があった方
- ⑤平成 28 年中に会社を退職された方、また年末調整が済んでいない方
- ⑥平成 28 年中に 2 社以上の会社に勤めていた方で年末調整が済んでいない方
- ⑦公的年金等以外の所得がある方
- ⑧生命保険契約等に基づく保険金の満期一時金があった方
- ⑨土地・家屋等の資産譲渡をした方
- ⑩障害者年金や遺族年金等を受けている方
- ⑪諸控除を受けようとする方

■申告が必要ない方

- ①勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- ②扶養に取られている方（他市区町村在住者の扶養を除く）
- ③年金所得のみで扶養控除や医療費控除などをされない方
- ④確定申告をされた方は住民税の申告は必要ありません

■市役所では受付できない申告

- ①青色申告②株式・土地の譲渡所得③住宅借入金等特別控除（初年度）④繰越損失⑤先物取引⑥消費税申告⑦贈与税申告⑧過年度申告

要介護 1 以上の認定を受けている 65 歳以上の方で、認知症や寝たきり度（日中ベッド上で過ごす割合）がある一定以上の判断基準を超える方は『障害者控除対象者認定書』の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。また、寝たきりの方のオムツに係る費用で医療費控除の対象になる場合もございますので、介護福祉課（玉造庁舎 ☎ 0299-55-0111）までお問い合わせください。



■申告に必要なもの

マイナンバーが確認できる書類および本人確認書類 印鑑 確定申告書等（税務署から送付されている場合）
市民税・県民税申告のご案内ハガキ（市から送付されている場合）
 所得の種類によって下記の表よりお持ちください（申告する内容によって複数にまたがる場合があります）

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| 該 当 す る 方 の み | 給与・年金所得者 | <input type="checkbox"/> 給与・年金源泉徴収票（紛失された場合は、給与・年金支払者に再発行を依頼してください。市役所では発行できません。） |
| | 事業所得者 （営業・農業・漁業・不動産） | <input type="checkbox"/> 収支内訳書（必ず作成して持参してください） <input type="checkbox"/> 領収書等 <input type="checkbox"/> 雑収入（戸別所得補償等） の額のわかるもの <input type="checkbox"/> 関係帳簿類（必要に応じて） |
| | 譲渡所得者 （土地などの売買・交換等） | <input type="checkbox"/> 売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 買取証明書（公共事業への売買のみ） |
| | 一時所得者 （生命保険などの満期） | <input type="checkbox"/> 保険会社からの明細書 |
| | 退職者 | <input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 退職所得の源泉徴収票 |
| | 雑損控除を受ける方 | <input type="checkbox"/> り災証明書（初めて雑損控除を受ける場合） <input type="checkbox"/> 被害のあった建物等の修繕等に係る領収書 <input type="checkbox"/> 昨年の雑損控除計算書 <input type="checkbox"/> 昨年の確定申告書の控え（雑損控除の繰越がある場合） |
| | 諸控除を受ける方 | <input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 医療費の領収書 ※医療費控除を受ける方で保険会社などから医療費の補てんがされた場合には、明細書も必要となります。また、領収書を紛失された場合には、かかった病院などで再発行を受けてください。健康保険組合などが発行する医療費のお知らせでは医療費控除は受けられません。 |
| その他 | <input type="checkbox"/> 通帳等（還付または納税の際に必要。本人名義） <input type="checkbox"/> その他上記以外に申告に必要なもの | |

■申告日程表

| 申告会場 | 麻生保健センター | 北浦庁舎2階第一会議室 | 玉造庁舎2階第一会議室 |
|----------|---|-------------|-------------|
| 受付時間 | 《午前の部》午前8時30分～午前11時30分 《午後の部》午後1時～午後4時 | | |
| 指定日 | 対象地区 | 対象地区 | 対象地区 |
| 2月16日（木） | 麻生地区 | 津澄地区 | 玉川地区 |
| 2月17日（金） | | | |
| 2月20日（月） | | | |
| 2月21日（火） | | | 手賀地区 |
| 2月22日（水） | 要地区 | | |
| 2月23日（木） | | 太田地区 | |
| 2月24日（金） | | | |
| 2月27日（月） | | 大和地区 | 玉造地区 |
| 2月28日（火） | | | |
| 3月1日（水） | 行方地区 | | 現原地区 |
| 3月2日（木） | | | |
| 3月3日（金） | 小高地区 | 武田地区 | 立花地区 |
| 3月6日（月） | | | |
| 3月7日（火） | | | |
| 3月8日（水） | | | |
| 3月9日（木） | | | |
| 3月10日（金） | | | |
| 3月13日（月） | | | |
| 3月14日（火） | | | |
| 3月15日（水） | | | |

- 午前中に受付をされた方でも当日の混雑状況により午後からの申告相談となる場合がありますので、ご了承ください。
- 受付簿は当日午前8時にお出します。事前予約などはできません。

自宅のパソコンで 申告書等を作成できます！

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内にしたがって金額等を入力することにより、所得税・消費税・贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができ、自宅のプリンターで印刷すればそのまま税務署に提出（郵送可）することができます。また、作成したデータは、e-Tax送信用データとして利用することができます（贈与税を除く）。

※次ページに続きます



■申告書等へのマイナンバー記載について

マイナンバー制度では、他人が本人になりすますおそれがあります。そのなりすましを防ぐため、必ず番号確認（マイナンバーが正しいことの確認）に加え、本人確認（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）が必要になります。

申告の際には、個人番号カードまたは通知カードなどマイナンバーが確認できるものと、運転免許証や健康保険証などの本人確認ができるものの提出による確認が必要となりますので、必ずお持ちいただきますようお願いします。

また、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等の控除を申告する場合には、その方のマイナンバーの記載が必要となります。

■番号確認書類および本人確認書類について

申告の際には（１）および（２）の書類をそれぞれ一つお持ちいただきますようお願いします。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は番号確認と本人確認の両方ができます。

（１）番号確認書類

- ①マイナンバーカード
- ②通知カード
- ③マイナンバーが記載された住民票の写し
- ④マイナンバーおよび個人識別事項が記載された住民票記載事項証明書



（２）本人確認書類

- ①マイナンバーカード
- ②運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳などの写真付身分証明書等
- ③国民健康保険証、健康保険証、船員保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証（国家公務員・地方公務員）、国民年金手帳、母子健康手帳、源泉徴収票（給与・退職・公的年金等）、その他申告の際に提示する書類で個人識別事項のあるもの

税務署からのお知らせ

▶ 潮来税務署では、次のとおり確定申告会場を開設します

会 場 潮来税務署（潮来市小泉南 1358 番地）

開設期間 2月16日（木）～3月15日（水）

※土、日曜日を除きます

受付時間 午前8時30分～

（相談は午前9時から午後5時までになります）



※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。なお、会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

※確定申告会場では、ご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただくことを基本としています。

▶ 確定申告書は自宅等で作成し郵送で提出を！

確定申告期間中は、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことになります。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自宅等で確定申告書が作成できます。

国税庁ホームページ [【www.nta.go.jp】](http://www.nta.go.jp)

作成した申告書は、郵送により提出することができます。

【問い合わせ】 潮来税務署 個人課税第一部門
☎ 0299-66-7510

2016 明治安田生命 Jリーグチャンピオン

鹿島アントラーズ 優勝おめでとう!!

Jリーグ
年間優勝



2016年、リーグ戦のタイトル奪回を義務づけられたシーズンで、チャンピオンシップを勝ち抜きJリーグ年間優勝を達成できたことを、本当にうれしく思います。このタイトルが獲れたのは、ホームタウンの皆さまの応援があったからこそです。

アントラーズが地元の皆さまに愛されるチームであり続けられるよう、チーム丸となって精一杯戦っていきます。これからも、熱い応援と声援をよろしくお願いいたします。

鹿島アントラーズ 監督 石井 正忠



1st
ステージ優勝



7年ぶり 8度目! 国内三大タイトル18冠!

2016明治安田生命Jリーグチャンピオンシップにおいて、鹿島アントラーズが7年ぶり8度目のJリーグチャンピオンに輝き、前人未達の18冠目のタイトルを獲得しました。来る2017シーズンも2月から始まっていきます。引き続き、誇るべき地域の宝である鹿島アントラーズを、ホームタウンの皆さんで応援しましょう!

アントラーズ・ホームタウン協議会
(鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・銚田市)

行方市政策秘書課 ☎0299-72-0811



固定資産税 (償却資産)

の申告のお知らせ

税務課 (麻生庁舎)

☎0299 (72) 0811

償却資産 (事業用資産) をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日 (賦課期日) 現在の資産の所有状況を申告していただくことになっています。

つきましては、申告書等を作成の上、1月31日までに、税務課 (麻生庁舎) へ提出をお願いします。

戸籍システムの入替作業による

証明書交付中止のお知らせ

総合窓口課 (玉造庁舎)

☎0299 (55) 0111

2月25日 (土) から26日 (日) にかけて、戸籍システムの入替作業を行います。入替期間中、麻生庁舎で開設している休日窓口では、戸籍に関する証明書以外の対応となります。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

子育て相談窓口「子育て世代 包括支援センター」愛称募集!

こども福祉課 (玉造庁舎)

☎0299 (55) 0130

4月から、妊娠から出産・子育てに関する相談窓口「子育て世代包括支援センター」を、北浦保健センター内に開設します。

このセンターをより多くの皆さんに知っていただき、身近に感じていただけるよう、「覚えやすく」「親しみやすい」相談拠点として、愛称を募集します。

たくさんの方の応募をお待ちしています。

■応募期限 1月31日 (火)

■応募方法

市公式ホームページから応募または各庁舎および北浦保健センターに備え付けの応募用紙を専用応募箱に投かん。

※愛称は庁内で審査の上決定し、後日「市報なめがた」などで発表します。

空き家に関する相談にお答えします！ ～空き家に関する無料相談会～

空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、さらにはまちの活力の低下につながるなど、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっています。

市では、空き家の活用をはじめ予防や適正管理等について総合的な空き家対策を進めるため、空き家所有者等を対象に空き家の管理、相続、トラブルなどのさまざまな相談に弁護士・司法書士・宅建士・建築士の専門家が答えする「空き家相談会」を開催します。

相談時間は1組につき1時間程度です。

- 期 日 2月19日(日)
- 時 間 午後1時～午後4時
- 対 象 空き家所有者等
- 人 数 6組程度(事前申し込みの先着順。定員になり次第締切)
- 場 所 行方市役所 麻生庁舎 別棟会議室
- 料 金 無料
- 申込方法 1月31日(火)までに下記までお申し込みください。



【問い合わせ】総務課 防災交通グループ(麻生庁舎) ☎ 0299-72-0811 (内線 216)

シリーズ 国民健康保険

社会保険に加入された方は、 国民健康保険「脱退」の届け出 を忘れずに！

平成28年10月から、短期間労働者の社会保険(健康保険や厚生年金など)の適用範囲が拡大されました。

現在国民健康保険にご加入の方で、平成28年10月から新たに社会保険が適用されるようになる方は、国民健康保険の「脱退」の届け出が必要になります。

国民健康保険に加入したまま社会保険にも加入すると、二重加入になり、国民健康保険税も二重払いになってしまう場合がありますのでご注意ください。

■平成28年10月からの社会保険の適用範囲

労働時間・日数が正社員のおおむね4分の3(週30時間)未満であっても、従業員数501人以上の事業所に雇用され、かつ、下記の①～④の要件をすべて満たす方は、健康保険等の社会保険が適用されます。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 雇用期間が継続して1年以上見込まれる
- ③ 月額賃金が88,000円(年収106万円)以上
- ④ 学生でない

社会保険の適用に関して詳しくは、お勤め先の事業所にご確認ください。

【問い合わせ】国保年金課(玉造庁舎) ☎ 0299-55-0111

税金のお知らせ

不動産公売の案内

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

今月の税金

○国民健康保険税 第7期
納付期限（口座振替日）は
1月31日です。

- 公売日時 3月2日（木）
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 茨城県行方合同庁舎 2階大会議室（麻生1700番地6）
- 執行機関 行方市

■公売対象不動産

| 売却区分番号 | 所在 | 地番 | 地目 | 地積（㎡） | 見積金額（円） | 公売保証金（円） |
|--------|--------------------|----------------|--------|-------------|-----------|----------|
| 16-1 | 小高字源次郎谷 小高字源次郎谷 | 1525番 1526番 | 田 田 | 773 2896 | 390,000 | 40,000 |
| 16-2 | 小貫字香取谷 | 682番 | 田 | 2035 | 190,000 | 20,000 |
| 16-7 | 麻生字永峰 | 3520番 | 田 | 3013 | 1,100,000 | 110,000 |
| 16-8 | 根小屋字中谷 | 878番 | 田 | 2184 | 330,000 | 40,000 |
| 16-9 | 藤井字平 | 560番1 | 畑 | 382 | 95,000 | 10,000 |
| 16-10 | 若海字新林 | 842番 | 畑 | 2097 | 640,000 | 70,000 |

- 農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 ☎0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811